

教育委員会 小学校・中学校

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 教育委員会 小学校・中学校

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 各小中学校

監査期間 令和6年10月28日、同年10月29日、同年10月30日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

・市立小学校は37校のうち次の4校について監査を行った。

県小学校、河原田小学校、大矢知興譲小学校、保々小学校（保々小学校は書面監査）

・市立中学校は22校のうち次の2校について監査を行った。

大池中学校、保々中学校（保々中学校は書面監査）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

【小・中学校共通事項】

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 理科薬品の適正な管理におけるリスク

【中学校共通事項】

(4) 教員の部活動における業務負担に関するリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【小・中学校共通事項】

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、支出事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

学校業務アシスタントやスクールサポートスタッフの活用、会議時間や中学生の部活動時間の短縮をはじめとした教職員の意識改革、校務支援システム等のデジタル技術の活用などにより教職員の負担軽減を図っており、時間外勤務の縮減に一定の効果はみられるものの、依然として時間外勤務が年間360時間を超える(*1)教職員は多い状況である。

家庭訪問や中学生の部活動指導をはじめとして、業務が非常に多い状況の中、厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*2)を上回る勤務状況が見受けられる学校もある。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」及び「四日市市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

*2 過労死等労災認定基準：発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

指 摘

【河原田小学校、大池中学校、保々中学校】

※厚生労働省の定める過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられた学校

教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を図ること。

意見

【県小学校、大矢知興譲小学校、保々小学校】

※年間360時間を超える時間外勤務が見受けられた学校

教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 理科薬品の適正な管理におけるリスク

- ◆理科薬品の保管・管理は適正になされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

平成29年に教育委員会から出された通知「理科薬品類の取扱いと管理について」に基づき、専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施するなどして、保管・管理の徹底を図っている。また、前年度に使用しなかった理科薬品は廃棄を検討するよう求める通知が教育委員会からなされているものの、5年以上の長期間に渡り使用していない理科薬品を保管している学校や、同一種類の理科薬品を複数保管している学校などが見受けられた。

意見

【小・中学校共通事項】

公費で購入した理科薬品の廃棄に躊躇することがあるとのことであるが、児童・生徒の安全を最優先に考えることが必要である。教育委員会とも協議しながら、使用頻度を改めて確認し保管すべき量を検討して、事故のリスクを下げ、理科薬品の適正管理に努めること。

【中学校共通事項】

(4) 教員の部活動における業務負担に関するリスク

- ◆部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会が得られるため、生徒に対する教育的意義は高い。その一方で、教員の長時間勤務の要因や指導経験のない教員にとっての大きな負担となっていないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

「四日市市部活動ガイドライン」を活用し、休養日や活動時間の定めを設けたり、複数の顧問を配置したりすることにより部活動の充実と教員の負担軽減を図っているが、職員配置の関係上難しい場合もある。部活動指導員は原則として各中学校に1名ないし2名配置され、未経験者の負担軽減に効果を上げている。

意見

複数の顧問配置をさらに進めるとともに、部活動指導員及び部活動協力員の地域人材の活用についても引き続き取り組みを進めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

【小・中学校共通事項】

① 内部事務管理について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて学校内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。校長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、学校において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、各校における内部事務管理の徹底を図ること。

また校長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

イ 市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、その中の1校に共同学校事務室を設置し、ブロック内の小中学校の事務職員が学校運営に関する支援及び各校の事務体制の強化を図るために共同で業務を行っている。共同学校事務室では財務帳票の点検業務も行っており、各校の財務会計事務の一定の適正性が保持されているとのことである。今後も、共同学校事務室での財務事務に関する知識のさらなる集積を図り、適正な事務執行に努めること。

ウ 相談しやすい環境づくりをすることで、若手の事務職員の学びの機会も増えると考えられる。事務職員が一人で課題を抱えることのないよう、相談しやすい環境を管理職が作り、かつ共同学校事務室にも適宜相談するなど、共同学校事務室のより一層の活用を図りながら、なおも不明な点があれば関係所属に相談する流れを確立させること。

エ 文書取扱規程などについて、各学校で独自の規定を定めている場合がある。この場合も、上位規定があることを十分認識し、校長会などを通じて、状況の変化などで改定がないかを毎年度確認しながら、必要な見直しなどは確実に行うこと。

② 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】

各校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「学校教育アシスト」「特別支援教育推進」「学びの一体化」等）が、教育委員会により配置され効果を上げている。

若手教員の割合が増加し、指導にあたる中堅以上の教員の割合が減少していることから、今後も、各校の状況に合わせて必要な教員配置を行い、教員の負担軽減に取り組むとともに、継続して教育の充実を図ること。

③ 特別支援を要する児童・生徒への対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

ア 各校において、特別支援を要する児童・生徒の状況に応じて、介助員や支援員、

医療的ケアサポーターが配置され、また必要な場合には他機関と連携を図っている。今後も、継続して各校や児童・生徒の特性に応じた対応をしていく必要がある。特に保護者とのコミュニケーションは児童・生徒の成長に大きく影響することから重要であり、取り組むこと。

イ 校外通級における送迎が保護者の大きな負担になっている側面がある。学校としても状況を把握し、負担軽減につながる意見などを教育委員会と共有するなど対応すること。

④ 学校内におけるいじめ、不登校等への対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

ア 学校内におけるいじめや不登校等については、引き続き、登校サポートセンターや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの連携をさらに深め、適切な対応が取れるよう取り組んでいくこと。

イ 不登校への対応について、保護者だけでなく児童・生徒の思いも十分聴き取り、学校と教育委員会だけで解決を図ろうとするのではなく民間団体とも連携した取り組みを検討すること。日本語能力の問題による不登校などもありうるため、その児童・生徒の事情に沿った対応を引き続き行うこと。

⑤ 教育におけるデジタル活用について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

ア デジタル活用の一例として、「心の天気」というシステムで毎日の児童・生徒の心の状態を把握し、担任教諭が声かけなどを行っているとのことである。こういったシステムの活用状況や効果検証について校長会などで共有する中で、郊外の学校や中心市街地にある学校といった環境による傾向の違いなどのデータをまとめてマニュアル化するなどし、より一層効果的な活用策を模索すること。

イ 他市では、授業で児童・生徒が使おうとしたタブレットが正常に動作せず、学習に支障が出たケースも見られる。予備のタブレットも準備してあるとのことであるが、システム的な問題が生じた場合も対応できる仕組みづくりをしておくこと。特に教育においてはすべてデジタルを利用することが適切とも限らないので、紙媒体との併用などの視点も持って取り組むこと。

⑥ ガス給湯器の活用について【有効性の視点】

理科室にあるガス給湯器については、使用していない学校も見受けられる。事故のリスクがあるので、教育委員会とも調整し、将来的にも使用の見込みがないのであれば撤去すること。

⑦ 個人情報管理について【有効性の視点】

現在もなお、業務のためにやむを得ず、管理職の許可を得て個人情報を含むデータなどを自宅に持ち帰る場合があるとのことである。こうした個人情報データの持ち帰りは例外的な事例であることを再度認識するとともに、やむを得ず持ち帰る場合においては、定められたルールに基づいて厳格に取り扱うことを教職員にあらためて周知徹底すること。

⑧ 新規採用職員のフォローアップについて【有効性の視点】

新規採用職員が担任を受け持つことも多くあるとのことであるが、経験のないまたは浅い教員は大きな精神的負担を感じるので、経験豊富な教員と同学年で組ませるな

どしつ管理職も話を聞くなど、一人で悩みを抱え込まないための丁寧なケアを行うこと。

⑨ 耐震対策について【有効性の視点】

冷蔵庫等、重量のある家具が一部固定されておらず、地震発生時に転倒する危険性がある。また、棚自体は耐震対策がなされているものの、高いところの物が落下する、扉のガラスが割れて理科薬品などが飛び出すといった可能性も考えられる状況が見受けられた。紐を張る、ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどの対策を行うこと。

窓ガラスについても、断熱シートを張ることで割れたときの飛び散りを防ぐ効果も一定程度得られるので、そういった視点で全体を見回り確認すること。

⑩ 学校ホームページの活用など情報発信について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

アクセス件数の把握なども行いながら、多くの人が見たくなるページ作り、地域性を活かしたページ作りに取り組むこと。通信は紙媒体で発行している学校もあり、その利点もある一方、データによる発行の方が更新頻度を高くしやすい利点もあり、保護者の意見も聞きながら紙とデータのバランスを考えること。

⑪ 民間プールを活用した水泳授業の委託について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

民間プールでの水泳授業の委託については児童・生徒や保護者、教員からの評価も高いとのことである。近隣に活用可能な民間プールがない学校では移動に課題がある場合もあるが、各学校間や教育委員会との間で十分に情報共有を行い、利点を活かせるよう取り組むこと。

⑫ 外部侵入者の防止について【有効性の視点】

防犯カメラの有無にかかわらず、乗り越えて侵入できるような箇所がないか、児童・生徒の安全を最優先にあらためて確認すること。

⑬ 薬物濫用防止教室について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

学校薬剤師による、児童・生徒への薬物濫用防止教室が開催されているとのことである。全国的に、未成年が誤った薬の使い方をするケースが問題となっているが、この学びが将来活用できるように、薬剤師とも相談してより内容を高めるよう取り組むこと。

⑭ 熱中症対策における配慮について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

近年は、夏場などの熱中症の危険が大きくなっており、登校後に着替えを希望する児童・生徒は着替えを持ってくるなどの対応が行われている。要支援家庭の児童・生徒などで家庭で着替えを用意できない場合、申し出があれば体操服や卒業生が置いて行ってくれた服を着ることができるよう、保健室に準備してあるとのことであるが、使いたいときに容易に使用できるよう努めること。

【中学校共通事項】

⑮ 地域との連携について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

中学校においても、見守り活動を通じて地域との連携が密になっている小学校同様、地域との関係を大事にすること。

【河原田小学校】

⑩ 内部事務管理について【合規性の視点】

不用となった備品の棄却において不備があり、後日修正処理したものがみられたが、ルールに則った事務処理をその都度適切に行うよう努めるとともに、事務の適正執行について改めて校内で周知を図ること。

評 価

【中学校共通事項】

自動採点システムの活用について

令和6年度から導入された自動採点システムを多くの教科で幅広く活用しており、業務の効率化及び教員の負担軽減につながっている。小学校においても、教育委員会により、活用しやすい環境の整備中とのことであり、こういった積極的な取り組み姿勢は評価できる。

【大矢知興譲小学校】

① デジタル活用技能を有する教員の育成について

I C T推進校となっていた時代から、チェックリストを作成してI C T教員の育成に取り組んでおり、この手法を他の学校にも共有したとのことである。こういった効果的な取り組みを情報共有することで、市内の学校全体のレベルアップに寄与し、教員の異動によるデジタル活用の停滞防止につながると考えられ、評価できる。引き続き積極的に共有されたい。

② 校内の環境整備について

理科準備室の棚について、高いところには紐を張ることで落下防止の対策がされており、ガラス戸棚や体育倉庫には物が収納された状態の写真を貼ることで収納場所や収納の仕方がわかるようにされていた。また、理科室の出入口に使用管理簿があり、中から持ち出したものを記録、管理されていた。これらの取り組みは、校内の整備に寄与するもので評価できる。

リスク評価チェックリスト

事前調査
R6. 8. 27、R6. 9. 3
R6. 9. 6

※出先職場には加算あり
※網掛けの数字は、監査でリスク発現が確認された項目

() 小中
出先
加算
学校
校校

チェック項目：リスクを内在する事象		想定されるリスク	リスクの発生可能性の程度 評価指標	リスク発現時の被害又は影響の程度 評価指標	評点
(1) 所属の 主要な 事務事 業	ア 許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。 (許可、認可、給付費支給決定、使用料等の減免決定、税等の賦課決定、許可の取消し、免許の効力の停止等)	許認可等の事務が適切に行われないリスク	0 許認可等の事務なし 1 所属の主要な業務ではないが許認可等の事務あり 2 許認可等の事務が主要な業務	/	0
	イ 内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか。	内部統制事務が適切に行われないリスク	1 内部統制は、基本的に自所属のみで行う 2 部内における内部統制に関する業務を行っている 3 全庁的な内部統制に関わる業務を行っている		2
(2) 収入事 務	ア 地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか。 (施設等使用料、保育料、市営住宅賃料、手数料等)	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	0 なし、又は、たまたま手数料等の徴収あり 1 所属の主要な業務ではないが、定期的に行っている 2 主要な業務として毎月行っている	徴収額 1 100万円未満 2 100万円以上1億円未満 3 1億円以上	2
	イ 滞納債権があるか。	滞納債権の適正な管理がされないリスク	0 滞納債権なし 1 滞納債権10件未満 2 滞納債権10件以上	滞納債権の総額 1 100万円未満 2 100万円以上	0
(3) 現金等 管理	ア 現金や金券(切手・収入印紙・駐車券等)の取扱いがあるか。	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	0 扱っていない 1 週に1回未満 2 週に1回以上	1か月の現金・金券の取扱平均額 1 10万円未満 2 10万円以上	4
(4) 支出事 務	ア 歳出予算(給料、職員手当等及び共済費並びに会計年度任用職員の任用にかかる報酬及び旅費を除く)の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	執行件数(1件当たり100万円以上のもの(契約書の作成が必要なもの)) 1 10件未満 2 10件以上	所属の支出総額(給料、職員手当等及び共済費並びに会計年度任用職員の任用にかかる報酬及び旅費を除く) 1 300万円未満 2 300万円以上1億円未満 3 1億円以上	2
	イ 負担金、補助金又は交付金を支出しているか。 (負担金は研修負担金を除く。)	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 補助金等の予算なし 1 補助金等の予算1000万円未満、かつ運営費に対する補助金なし 2 補助金等の予算1000万円以上、または運営費に対する補助金あり	1 財源が国県費のみ 2 財源が市費のみ、又は市費と国県費	0
	ウ 扶助費を支出しているか。	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 扶助費 予算なし 2 扶助費 予算あり	扶助費の支出総額 1 300万円未満 2 300万円以上1億円未満 3 1億円以上	0
(5) 契約事 務	ア 事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	工事請負費、原課契約工事に係る契約の件数 0 なし 1 10件未満 2 10件以上	工事請負費、修繕工事に係る予算の合計額 1 1000万円未満 2 1000万円以上1億円未満 3 1億円以上	2
	イ 事業者と業務委託の契約を締結しているか。 (施設管理業務委託、事業運営業務委託など)	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	委託件数 0 なし 1 5件未満 2 5件以上	1 事務事業の一部であり軽易な部分のみを委託 2 事務事業の主要な部分を委託	0
	ウ 単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。(工に該当する契約を除く。)	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	単独随意契約による工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約の件数 0 なし 1 10件未満 2 10件以上	単独随意契約による工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約における契約金額の合計 1 100万円未満 2 100万円以上	2
	エ 指定管理者制度を導入しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	指定管理者制度により管理している公の施設 0 なし 2 あり	/	0
	オ プロポーザルによる契約(企画提案型のものを含む。)又は特定の地域活動組織との継続的な契約(「プロポーザル等による契約」という。)を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	0 なし 2 あり	プロポーザル等による契約における契約金額の合計 1 100万円未満 2 100万円以上	0
(6) 財産管 理	ア 公有財産(土地・建物・工作物)を所管しているか。	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用(又は、市民に有効利用)されないリスク	0 なし 2 あり	/	4
	イ 土地又は建物の貸付けを行っているか。	多額の損失発生するリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	0 なし 2 あり	/	0
(7) 基金	ア 基金を所管しているか。	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	0 なし 2 あり	/	0
(8) 情報管 理	ア 個人情報を取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	1 個人情報の取り扱い件数が、概ね100件未満である 2 個人情報の取り扱い件数が、概ね100件以上である 3 個人情報の取り扱い件数が概ね100件以上で、外部事業者とデータのやり取りがある	/	6
(9) 組織・ 人員	ア 監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替えがあったか。	分掌事務が十分に行われないリスク	0 なし 1 部局の変更(所管業務は変更なし) 2 主要業務の所管替えや組織変更に伴う所管業務の再編成あり	/	0
	イ 在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキル(知識、経験)が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	1 3年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の50%以上 2 3年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の50%未満	/	2
	ウ 時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	0 年間時間外勤務360時間以上の職員なし 1 年間時間外勤務360時間以上の職員あり 2 厚生労働省が定める過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行っている職員あり	/	6
(10) その他	ア 毒物・劇物・危険物等の取り扱いはあるか。	毒物・劇物・危険物等が適切に管理されないリスク	0 毒物・劇物・危険物等を保管していない 2 毒物・劇物・危険物等を保管している	/	4
合計点					36